

FCJrootsジュニアユース規約

《運 営》	第1条	本ジュニアユースは、特定非営利活動法人スポーツプロモーションが運営する。
《所 在》	第2条	本ジュニアユースは、東京都に本部を置く。
《活動場所》	第3条	本ジュニアユースは、東京都を主な活動場所とする。
《目 的》	第4条	本ジュニアユースは、これからの未来を支える児童・少年・少女の健全な心身の育成を図り社会性・協調性ならびに国際感覚を身につけるとともに地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。
《期 間》	第5条	本ジュニアユースの開校期間は毎年4月1日より翌年の3月31日までの間とする。
《入会資格》	第6条	本ジュニアユースに入会するものは、次の条件を備えていなければならない。 (1)本ジュニアユースの趣旨に賛同するものであること。 (2)別に定める資格に該当するものであること。 (3)スポーツを行うに適した健康状態であること。
《入会手続》	第7条	本ジュニアユースに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込む。
《会 費》	第8条	(1)会費は次のものをいう。 ①入会費 10,000円 ②年会費 5,400円 ③月会費 10,000円 (2)会費は、指定の口座に振り込むこととする。
《年 会 費》	第9条	会員は、別に定める年会費を、原則として入会時および更新時にしはらわなければならない。途中入会に関しても同様とする。
《月 会 費》	第10条	(1)会員は、別に定める月会費を、指定の口座に支払わなければならない。 (2)銀行口座振込みの場合は、原則として前月の25日までに支払わなければならない。
《会費の不滞納》	第11条	一旦納入した会費は、入会不許可の場合を除き、原則としてこれを返納しない。
《会費滞納》	第12条	会員が事前の承認手続きを取る場合のほか、会費の納入を怠ったときは、本ジュニアユースは指導を停止し、また退会させることができる。
《練習回数》	第13条	(1)本ジュニアユースの練習日・期間については、別に定めるスケジュール回数期間による。 (2)やむを得ない事由が発生した場合は、定められた練習指導日・練習時間を変更または中止するものとし、その場合は事前に会員に通知する。
《指導内容》	第14条	本ジュニアユースは、各コースに指導要領を定めるものとし、指導要領に基づく個別の具体的な練習指導法は各コーチが決定する。
《休 会》	第15条	(1)休会とは、けがもしくはやむを得ない事由により、引き続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう。 (2)休会を希望する会員は、休会を希望する月の前月25日までに届け出なければならない。 (3)休会期間中の月会費は半額とする。
《退 会》	第16条	退会を希望する会員は、退会を希望する月の25日までに届け出なければならない。
《会員のモラル》	第17条	会員は次の事項を厳守しなければならない。 (1)チームワークを守り、会員全員が明るく、楽しく、元気良く行動すること。 (2)本ジュニアユースの目的に沿うよう努力すること。 (3)本ジュニアユースの定める利用規則を遵守すること。
《除 名》	第18条	本規約に違反するなど、本ジュニアユースの会員としてふさわしくないと判断したものに対して本ジュニアユースは除名することができる。
《事故の責任》	第19条	会員は本ジュニアユースの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、これに反して盗難、傷害等の事故が起きても施設管理者、本ジュニアユース・コーチ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
《個人情報》	第20条	(1)本ジュニアユース生に関する個人情報を会社の運営上必要である場合以外に第三者に提供、開示をしないものとする。 (2)運営・広報活動のため、活動中の写真、ライブ情報をホームページ、パンフレット等に記載することがある。ジュニアユース生及びその保護者はこれを了承の上、入会したものとする。
《施 行》	第21条	本規約は、平成23年4月1日より施行する。